

特定健康診査・特定保健指導・国民健康保険 健康診査

生活習慣病予防のためメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導をご利用ください。

定期的な健診は、生活習慣病の早期発見につながるため、年に1度の健康チェックとして受診することをお勧めします。



特定健康診査

対象者

次のすべてに該当する人は、**年度内に1回**特定健康診査を受けられます。

- 令和9年3月31日までに40歳から75歳の誕生日を迎える人
※ただし、受診ができるのは、75歳の誕生日の前日までです。75歳の誕生日以降は、後期高齢者医療制度の健康診査の対象となります。
- 令和8年4月1日現在、静岡市国保に加入している人
- 健診受診日まで引き続き静岡市国保の資格がある人
※資格喪失後(遡り喪失の場合を含む)に受診した場合は、健診料金を全額請求させていただきますので、ご注意ください。

受診方法

- ① 4月下旬以降に健康づくり推進課から受診券と質問票を対象者に順次送付します。
- ② 受診券が届きましたら健診実施機関へ直接申し込みをしてください。
- ③ 申し込みをした健診実施機関で受診してください。



受診時に
必要なもの

- ① マイナ保険証または資格確認書等
- ② 受診券※
- ③ 質問票

※受診券を紛失された場合は、各区役所保険年金課、蒲原支所、静岡市公式ウェブサイトでも再交付の受付をしています。

実施期間

令和8年5月から令和9年3月末まで

自己負担

無料

実施機関

静岡市の指定する健診実施機関(開業医、総合病院、健診センターなど)
(健診実施機関についての詳細は、冊子『健診まるわかりガイド』参照)

受診券 未使用の方へ

職場での健康診査や人間ドックを受診した方は健診結果の提出をお願いいたします。特定健診の検査項目をすべて満たす方には粗品をプレゼントさせていただきます。 [こちらから申請をお願いします▶](#)



【健診項目】

診察など	問診、診察、身体計測(身長、体重、BMI、腹囲)、血圧測定
血液検査	脂 質 中性脂肪、総コレステロール、 HDLコレステロール、LDLコレステロール 血 糖 空腹時血糖、ヘモグロビンA1c 肝 機 能 AST(GOT)、ALT(GPT)、γ-GT(γ-GTP) 腎 機 能 クレアチニン、尿酸、eGFR 貧血検査 ヘマトクリット値、血色素量、赤血球数
尿 検 査	尿糖、尿たんぱく

- ・心電図は希望者に無料で実施します。
- (実施できない場合がありますので、健診実施機関に申し込みをする際に確認してください。)
- ・眼底検査は国が定める判定基準に該当する人で、医師が必要と判断した場合に実施します。

特定保健指導

対象者	特定健康診査の結果、生活習慣の見直しにより生活習慣病の発症予防が期待できる人（「特定保健指導利用券」が送付されます。）
利用期間	特定健康診査後、特定保健指導利用券交付日より6か月間
自己負担	無料
実施機関	各区健康支援課、静岡市の指定する健診実施機関など
実施方法	保健師、管理栄養士による個別相談、家庭訪問など
内容	健診結果をもとに、食事や運動など生活習慣を見直す支援をします。



- 【動機づけ支援】** メタボリックシンドローム予備群の人を対象に、原則1回のサポートをします。3～6か月経過後に目標を達成できたか一緒に確認します。
- 【積極的支援】** メタボリックシンドロームの人を対象に、継続的に面談や電話などでサポートします。3～6か月経過後に目標が達成でき、継続できているか一緒に確認します。

国民健康保険 健康診査 (30歳代と年度途中加入者の健康診査)

特定健康診査の対象外の人で、次の条件を満たす人には、健康診査受診券を交付しています。健診内容は特定健康診査と同じです。年度内において1回に限りです。

- 交付条件**
- 30歳から39歳まで（生年月日が昭和62年4月1日から平成9年4月1日まで）の人で、保険料（税）を滞納していない人または令和8年4月2日以降に静岡市国保に加入した40歳（生年月日が昭和62年3月31日以前の人）から74歳までの人
 - 健診受診日に静岡市国保の資格がある人
 - ※資格喪失後（遡り喪失の場合を含む）に受診した場合は、健診料金を全額請求させていただきますので、ご注意ください。

- 受診方法**
- ①窓口（各区役所保険年金課、井川支所、長田支所または蒲原支所）または電子申請で受診券の交付を受けてください。なお、井川支所および長田支所では、受診券の即日交付はできません。

電子申請
フォームは
こちら▼



- 受診券交付の申請に必要なもの**
- ①マイナ保険証、資格確認書、または顔写真付きの本人確認書類
 - ②30歳から39歳までの人で交付申請日2週間以内に保険料（税）を納付した場合は、納付が確認できる領収書または預金通帳（口座振替またはモバイルレジの場合）
 - ③別世帯員の場合は委任状

- ②受診券の交付を受けたら、健診実施機関へ直接申し込みをしてください。
③申し込みをした健診実施機関で受診してください。

- 受診時に必要なもの**
- ①マイナ保険証または資格確認書等
 - ②受診券
 - ③質問票
 - ④主たる生計者の課税証明書（30歳から39歳までの人で、市民税非課税世帯の場合※証明書を提示しない場合は有料となります。）

- 実施期間** 令和8年4月から令和9年3月末まで
- 自己負担**
- 30歳から39歳まで（生年月日が昭和62年4月1日から平成9年4月1日まで）の人 **1,500円** ただし、受診時に、主たる生計維持者が、市民税非課税である課税証明書を医療機関の窓口で提示した人は、自己負担はありません。
 - 40歳（生年月日が昭和62年3月31日以前の人）から74歳までの人 **無料**
- 実施機関** 静岡市の指定する健診実施機関（特定健康診査と同じ機関）
（健診実施機関についての詳細は、冊子『健診まるわかりガイド』参照）

保険料について ～静岡市国保の保険料～

保険料は、国保や後期高齢者医療制度に加入している人の医療費や、介護サービスを提供する費用として使われます。決められた日（納期限）までに、きちんと納付しましょう。

1 保険料の納付義務者〈国民健康保険法第76条〉

保険料の納付義務者は世帯主です。世帯主が国保に加入していない場合でも、その世帯に国保加入者がいれば、世帯主に保険料の納付義務が生じます。（これを擬制世帯主とよんでいます。）納付書、通知書などのあて名は納付義務者である世帯主になります。

2 保険料の計算

保険料は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分（40歳から64歳までの人）と子ども子育て支援金分の保険料を合算したものです。それぞれ所得割額、均等割額、平等割額（介護分と子ども子育て支援金分を除く。）に分かれています。

(1) 保険料の計算方法

- ①世帯内で国保に加入している一人ずつの所得割額を計算し、合算します。
 - ②世帯内の加入人数に応じた均等割額を加えます。
 - ③平等割額を加えます。
（一世帯あたりの金額になりますので、世帯内の国保加入者が複数人であっても金額は変わりません。）
 - ④医療分、後期高齢者支援金分、介護分、子ども子育て支援金分ごとに計算し、それぞれ100円未満の金額を切り捨てます。
 - ⑤医療分、後期高齢者支援金分、介護分、子ども子育て支援金分を合算したものが年間保険料となります。
- ※静岡市国保のホームページ内の保険料自動計算で保険料が算出できます。
（ただし、保険料の軽減の判定はしません。軽減については、24ページを参照してください。）

(2) 年度途中の加入・脱退の場合

- ・年度途中の加入・脱退は月割りで計算します。

$$\text{納める保険料} = \text{年間保険料} \times \frac{\text{加入月数}}{12\text{か月}}$$

- ・納める保険料を残りの納付回数で割った金額が1回あたりの納付金額となります。

$$\text{1回の納付金額} = \text{納める保険料} \div \text{残りの納付回数}$$

- ・年度途中で75歳になる被保険者は、誕生日の前月までの保険料を納付していただきます。引き続き国保加入者がいる世帯では、世帯の保険料をすべての納期で割り振って計算してありますので、年度の途中で75歳になっても保険料は変わりません。
- ・転入者については、前住所地（個人住民税課税住所地）からの総所得金額等の回答があった後に、所得割額や軽減を反映させた保険料となります。そのため、加入時は基本料金（均等割、平等割）のみとなります。

以下※1～※4は23ページ目の注釈についての説明です。

- ※1 国民健康保険料に係る総所得金額等とは、総所得金額（事業所得・不動産所得・利子所得・配当所得・給与所得・雑所得・総合課税の譲渡所得・一時所得）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額、土地等に係る事業所得等の金額及び長期譲渡所得の金額並びに短期譲渡所得の金額並びに株式等に係る譲渡所得等の金額並びに先物取引に係る雑所得等の金額等）の合計額（損益通算後、純損失等の繰越控除後。ただし、雑損失の繰越控除を除く）のことで。
- ※2 前年の合計所得金額が2,400万円超から2,450万円以下の場合は29万円、2,450万円超から2,500万円以下の場合は15万円、2,500万円超の場合は基礎控除の適用がありません。
- ※3 所得割額①は、世帯で国保に加入している人が複数いる場合は、加入している人1人ずつ計算したものを合計してください。計算結果がマイナスになるときは0としてください。
- ※4 詳細は17ページ『介護保険適用除外について』参照。

医療分

① 所得に応じ (所得割額) $\left(\text{令和7年中総所得金額等}^{※1} - \text{基礎控除}^{※2} 430,000\text{円} \right) \times \frac{6.73}{100} = \text{①}^{※3}$

② 加入者に応じ (均等割額) 29,400円 \times 人 $=$ ②

③ 世帯あたり (平等割額) 20,900円 $=$ ③ 20,900円

医療分計 (① + ② + ③) $=$ (A)

最高限度額67万円

後期高齢者支援金分

① 所得に応じ (所得割額) $\left(\text{令和7年中総所得金額等}^{※1} - \text{基礎控除}^{※2} 430,000\text{円} \right) \times \frac{2.57}{100} = \text{①}^{※3}$

② 加入者に応じ (均等割額) 10,500円 \times 人 $=$ ②

③ 世帯あたり (平等割額) 7,900円 $=$ ③ 7,900円

後期高齢者支援金分計 (① + ② + ③) $=$ (B)

最高限度額26万円

介護分

① 所得に応じ (所得割額) $\left(\text{令和7年中総所得金額等}^{※1} - \text{基礎控除}^{※2} 430,000\text{円} \right) \times \frac{2.33}{100} = \text{①}^{※3}$

② 加入者に応じ (均等割額) 18,400円 \times 人 $=$ ②

介護分計 (① + ②) $=$ (C)

40歳から64歳までの人

最高限度額17万円

- ・介護分は、介護保険の第2号被保険者（40歳から64歳までの人）が対象となります。
- ・令和8年4月2日から令和9年4月1日の間に40歳になる人は、介護保険の第2号被保険者の資格を得る日（40歳の誕生日の前日）の属する月から納めます。
- ・65歳になる年度では、65歳になる月（誕生日の前日の属する月）の前月分までの介護保険料をすべての納期で割り振って計算してありますので、年度の途中で65歳になっても保険料は変わりません。
- ・指定障害者支援施設などの介護保険の適用除外施設^{※4}に入所または入院している人は介護保険料の納付対象者から除外されます。

子ども子育て支援金分

① 所得に応じ (所得割額) $\left(\text{令和7年中総所得金額等}^{※1} - \text{基礎控除}^{※2} 430,000\text{円} \right) \times \frac{0.28}{100} = \text{①}^{※3}$

② 加入者に応じ (均等割額) 1,700円 \times 人 $=$ ②

③ 18歳以上の加入者数に応じ (18歳以上被保険者均等割) 100円 \times 人 $=$ ③

子ども子育て支援金分計 (① + ② + ③) $=$ (D)

最高限度額3万円

子ども子育て支援金分は、子どもがいる世帯の拠出金が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る均等割額は10割減額されます。

医療分 (A) + 後期高齢者支援金分 (B) + 介護分 (C) + 子ども子育て支援金分 (D) $=$ 年間保険料

3 保険料の軽減

(1) 低所得者に対する軽減

世帯主（擬制世帯主を含む。）および国保の被保険者と特定同一世帯所得者※1の総所得金額等の合計金額（以下「合計所得」という。）が一定以下の世帯の場合、保険料のうち均等割額と平等割額を次の割合で軽減します。

所得がないため確定申告や市民税申告の必要のない人や所得のある人の扶養となっている人は、国保への申告が必要です。

所得の確認ができない人がいる世帯は、保険料の軽減が適用されません。ただし、20歳未満（生年月日が平成18年1月3日以降の人）は除きます。

- | | | |
|--|---|---------------------------------|
| ① 令和7年中の合計所得が
43万円+{10万円×(給与所得者等の数※3-1)}以下の世帯 | ▶ | 均等割額と平等割額の
7割 を軽減します。 |
| ② 令和7年中の合計所得が
43万円+(31万円×被保険者数※2と世帯に属する特定同一世帯所得者数※1の
合算数)+{10万円×(給与所得者等の数※3-1)}の額以下の世帯 | ▶ | 均等割額と平等割額の
5割 を軽減します。 |
| ③ 令和7年中の合計所得が
43万円+(57万円×被保険者数※2と世帯に属する特定同一世帯所得者数※1の
合算数)+{10万円×(給与所得者等の数※3-1)}の額以下の世帯 | ▶ | 均等割額と平等割額の
2割 を軽減します。 |

①～③の合計所得は次のように判定します。

- ・ 公的年金等所得（令和8年1月1日で65歳以上）については、公的年金等所得から15万円を除いた金額で計算します。
- ・ 分離譲渡所得については、特別控除前の金額で計算します。
- ・ 専従者給与については、受給者の収入とはせず、支給者の所得に戻して計算します。
- ・ 所得金額調整控除後の金額で計算します。

上記に該当しない人は、
27ページ「**減額・免除制度**」
もご覧ください。

- ※1 特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度の対象者のうち、後期高齢者医療制度に移行するまで、国保の被保険者の資格があり、かつ、そのときの国保の世帯主とそれ以後も同じ世帯に属する人（後期高齢者医療制度の資格取得日に国保の世帯主であった人は、引き続き国保の世帯主（擬制世帯主）である人）のことでです。
- ※2 被保険者数には、擬制世帯主を含みません。
- ※3 給与所得者等の数とは、一定の給与所得（給与収入55万円超）または公的年金等の支給（65歳未満は60万円超、65歳以上は125万円超）を受ける人のことでです。

(2) 未就学児に対する軽減

被保険者に6歳以下の未就学児がいる場合、6歳に達する日を含む年度の年度末までにかかる未就学児の均等割額を10分の5として保険料を計算します。低所得者に対する軽減が適用される場合は、適用後の金額を10分の5とします。

(3) 出産する被保険者に対する軽減

出産する被保険者に係る保険料のうち、対象期間の所得割額および均等割額を軽減します。低所得者に対する軽減が適用される場合は、適用後の均等割額とします。

○対象者：妊娠85日（4か月）以上の出産が対象です。（死産・流産・早産・人工妊娠中絶を含みます。）

○対象期間：出産予定日または出産日の属する月の前月から4か月間（多胎妊娠は3か月前から6か月間）

この制度の適用を受ける場合は、原則各区役所保険年金課に届出が必要です。

◆静岡市国保に加入する前に出産した人や、他保険者から出産育児一時金の支給を受けた人で、対象期間に国保資格がある場合も届出が必要です。

届出に必要なもの

①資格確認書または資格情報のお知らせ ②母子健康手帳など
③マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類※1

※1 28ページ「国保の手続きにはマイナンバーが必要です!!」参照。

(4) 非自発的失業者に対する軽減

勤め先の都合（解雇・倒産など）により離職した64歳以下の人は、離職日の翌日の属する月から翌年度末まで、該当する人の給与所得を100分の30にした金額を用いて保険料を計算します。低所得者に対する軽減判定もこの金額を用います。ただし、給与所得が基礎控除額（43万円※1）以下の場合などは、この制度の適用を受けても保険料は減額されません。

この制度の適用を受ける場合は、各区役所保険年金課に届出が必要です。静岡市のホームページから電子申請することもできます。

届出に必要なもの

①資格確認書または資格情報のお知らせ
②雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知
③マイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類※2

制度の対象となる雇用保険受給資格者証の「離職理由」欄の番号
11・12・21・22・23・31・32・33・34

※1 22ページ「※2 前年の合計所得金額が」参照。
※2 28ページ「国保の手続きにはマイナンバーが必要です!!」参照。

(5) 後期高齢者医療制度移行により、国保被保険者が単身となる世帯に対する軽減

所得にかかわらず、世帯員（世帯主も含む。）が国保から後期高齢者医療制度に移行したことにより、国保に加入している人が一人になった場合、その世帯における保険料の平等割額を最初の5年間は2分の1、その後3年間は4分の1を軽減します。

(6) 被扶養者であった人に対する軽減

旧被扶養者（健康保険、共済組合などの被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことによって、国保に加入した65歳以上の被扶養者であった人）は、保険料の一部が軽減されます。

(7) 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に対する軽減

子ども子育て支援金分の均等割額は、10割が減額されます。

4 保険料の納め方（国民健康保険法第76条の3）

保険料の納付方法には、**普通徴収** と **特別徴収** があります。

普通徴収

口座振替による納付です。（静岡市国民健康保険条例施行規則第16条の2）

※口座振替により難しい場合は、納付書による納付となります。

(1) 振替日（納期限） 6月～3月の各月末です。（全10回）

月末日が土曜日・日曜日・祝日・年末年始などの場合は、金融機関の翌営業日となります。

振替日（納期限）			振替日（納期限）		
第1期	6月末	令和8年 7月 7日	第6期	11月末	令和8年11月30日
第2期	7月末	令和8年 7月31日	第7期	12月末	令和9年 1月 4日
第3期	8月末	令和8年 8月31日	第8期	1月末	令和9年 2月 1日
第4期	9月末	令和8年 9月30日	第9期	2月末	令和9年 3月 1日
第5期	10月末	令和8年11月 2日	第10期	3月末	令和9年 3月31日

振替日（納期限）を過ぎると延滞金が加算されます。（静岡市国民健康保険条例第28条・附則第8項）

(2) 申込方法

① WEB上での申込み（WEB口座振替申込 受付サービス）

必要なもの：納付通知書 ネット接続可能なPC、タブレット、スマートフォンなど 対象金融機関の口座

② 各区役所・静岡庁舎での申込み（ペイジー 口座振替受付サービス）

場 所：各区役所保険年金課 市役所福祉債権滞納対策課

持ち物：納付通知書 来庁者のキャッシュカード 来庁者の本人確認書類

WEB口座申し込みは
こちらから▶



③ 金融機関での申込み（申込書による申込み）

場 所：金融機関窓口（申込書は市内金融機関に備え付けてあります。）

持ち物：納付通知書 通帳（キャッシュカード） 金融機関届出印

(3) 対応金融機関（静岡市指定金融機関等）

対応金融機関 申込方法	みずほ	三菱UFJ	三井住友	静岡	スルガ	清水	静岡中央	あいち	名古屋	しずおか焼津	静岡	島田掛川	富士	静岡ろうきん	清水農協	静岡市農協	東日本信漁連	ゆうちょ
WEB				○	○	○	○		○	○	○				○	○		○
ペイジー				○		○				○	○				○	○		○
金融機関窓口	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	※1	○

※1 静岡県内に所在する店舗に限る

(4) 口座振替の開始

原則、申込日の翌月末の納期から口座振替となります。

※6月末納期開始分、ペイジー申込分、ゆうちょ銀行は別にお問合せください。

(5) 口座の変更方法

新たな口座で申込みを行うと、それまでの口座登録は廃止されます。

前登録口座に廃止手続きは不要です。

(6) 口座振替の廃止

廃止の手続きは、登録口座のある金融機関窓口での廃止手続きをお願いします。

(7) 口座振替不能な場合

再振替はできません。口座振替不能通知兼督促状（ハガキ）を送付します。

納付書としてご利用ください。（納付書による納付は次ページ参照）

納付書による納付 (口座振替が原則ですので、口座振替の申込みをお願いします。)

取扱金融機関 ゆうちよ銀行を除く、静岡市指定金融機関等 (25ページ参照)

バーコード付き納付書 (バーコードの取扱期限内に限る。)

店頭での現金による納付 (店頭でクレジットカードおよび電子マネーによる納付はできません。)

納付場所 取扱コンビニエンスストア【セイコーマート、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ローソン、MMK設置店 (イオン、ウエルシア、エスポット、静鉄ストア、ヒバリヤ、マックスバリュ等の一部店舗)】

スマホアプリによる納付 (バーコードを撮影して納付します。通信料はお客様負担となります。領収書は発行されません。)

インターネットバンキング

〈利用アプリ〉



<https://bc-pay.jp/mobile/A/wa01.html>

Rakuten 楽天銀行

楽天銀行は楽天銀行コンビニ支払いサービスでも納付できます。

各金融機関のインターネットバンキング対応口座が必要です。

電子マネー

各電子マネーアプリの「請求書(支)払い」メニューから納付できます。



- ※ J-coin Pay 請求書払いは、令和8年8月31日をもってサービス終了となります。
- ※ ファミペイ請求書支払いは、取扱上限10万円となり、支払確認画面は収納代行NTTデータと表示されます。
- ※ AEON Pay 請求書払いは、令和8年4月1日より使用可能となります。

クレジットカード

〈利用アプリ〉



<https://bc-pay.jp/mobile/A/wa01.html>

〈利用可能ブランド〉



クレジットカード納付手数料

納付金額 (1回当たり)	決済手数料 (税込み)
1円から 5,000円	27円
5,001円から10,000円	82円
10,001円から20,000円	165円
20,001円から30,000円	275円
30,001円から40,000円	385円
40,001円から50,000円	495円
以降、10,000円ごとに	110円

※バーコード付き納付書に関する注意事項

株式会社NTTデータによる収納代行サービスです。納付書一枚当たりの取扱上限金額は30万です。納付書1枚ごとに手続きが必要です。クレジットカード納付のみ手数料が発生します。収納代行業者を経由するため、市での納付確認までに時間がかかります。

※納付書による納付に関する注意事項

納付した保険料が減額更正 (何らかのお手続きにより減額) となった場合は、過誤納金として還付 (お返し) します。口座振替以外で納付の場合は、振込口座を指定していただく書類発送のため、還付までに相当の時間を要します。

(8) 督促状

納期限までに納付がない場合は、納期限の20日以内に督促状が発送されます。(静岡市国民健康保険条例第27条) 納期限後、督促状送付までに納付した場合、行き違いとなりますので、二重納付にご注意ください。

特別徴収

年金が年金受給者に支払われる前に年金から保険料を差し引きする納付方法です。金融機関に支払いに行く必要もなく、口座振替の申込みもありません。

(1) 対象となる人 (国民健康保険法施行令第29条の13)

国保に加入している65歳から74歳までの世帯主 (擬制世帯主を除く。) で、以下の3つの条件すべてに該当する人

- ① 世帯で国保に加入している人全員が65歳から74歳までであること。
- ② 介護保険料を特別徴収している年金があること。
- ③ 介護保険料と国保の保険料を合わせた金額が、②の年金の1回の支給額の2分の1を超えないこと。

(2) 開始月

- ・今年度から条件を満たした、または今年度の特別徴収判定期限 (7月上旬) までに条件を満たし賦課決定された場合は、9月までは普通徴収、10月から特別徴収となります。
- ・年度途中の加入等で条件を満たして今年度の特別徴収判定期限 (7月上旬) 以降に賦課決定された場合は、来年度10月から特別徴収となります。(来年度9月までは普通徴収です)

(3) 特別徴収とならない場合

- ・世帯主が年度途中で75歳に達する場合、その年度は仮徴収 (次ページ参照) が適用されず普通徴収となります。
- ・世帯主が変更するなど、世帯構成に変更があった場合は、特別徴収している世帯も普通徴収に切り替わることがあります。

(4) 仮徴収とは

保険料は、加入者の前年の所得に応じて計算されますが、市民税額の根拠となる所得が確定する6月まで、保険料は決定しません。そのため、仮徴収として、前年度最終徴収月(2月)の保険料額と同額を4月、6月、8月にそれぞれ差し引きます。6月に保険料が確定したあと、10月、12月および2月の本徴額を増減させることで、1年間の保険料を徴収します。

仮徴収の計算例

令和7年度 (年間保険料額 150,000円)	仮徴収			本徴収 ■		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	20,000円	20,000円	20,000円	30,000円	30,000円	30,000円

※2月本徴収と同額で4月・6月・8月に仮徴収されます。

令和8年度 (年間保険料額 120,000円)	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	30,000円	30,000円	30,000円	10,000円	10,000円	10,000円

※10月からの本徴収は年間保険料から仮徴収を引いた後の金額で計算されます。

(5) 特別徴収ではなく普通徴収を希望する場合(国民健康保険法施行令第29条の13第1項第4号)

特別徴収となった世帯で今までどおり普通徴収による納付を希望する人は、次の条件のいずれかに該当する場合に限り納付方法を変更することができます。ただし、口座振替での納付に限ります。

- ①保険料(税)の滞納がなく、2年以上督促状が発送されていない人
- ②保険料(税)の滞納がなく、保険料の誠実な納付を確認する書類を提出した人

※普通徴収に変更したのち、保険料を滞納した場合、特別徴収に戻りますので、あらかじめご了承ください。納付方法の変更は、窓口での手続きが必要です。詳しくは各区役所保険年金課までお問い合わせください。

5 所得税などの社会保険料控除

その年(1月～12月)にお支払いいただいた保険料(税)は、所得税、市県民税の申告時に社会保険料控除として、全額を控除できます。領収書は大切に保管してください。確定申告などの社会保険料控除には納付の証明書類の添付は原則必要ありません。通帳(取引履歴)、領収書を確認して計上してください。

6 減額・免除制度

次の特別な事由により保険料の納付が困難な場合、世帯の実情に応じて申請により保険料を減額または免除する制度があります。

- ①公私の扶助(生活保護、就学援助*)を受けている場合。
- ②災害、傷病、倒産などによる失業や事業の廃止で前年に比べ所得が著しく減少した場合で、令和7年中の所得が1,000万円以下の世帯。
 - ・自己都合による退職や懲戒免職などは当てはまりません。
 - ・非課税所得を含んだ所得の前年比減少率が20%未満の場合は対象になりません。
 - ・24ページ『3(4) 非自発的失業者に対する軽減』の届出をした人は、同様の理由による減額、免除の申請はできません。
- ③災害により資産に損失を受けた場合で、令和7年中の所得が1,000万円以下の世帯。
- ④国民健康保険法第59条に規定する保険の給付制限を受ける刑事施設に入所している(していた)場合。

この制度の申請にあたっては、収入、資産状況などについて制限(令和8年中の見込み所得および預貯金等の資産の合計が1,000万円以下の世帯)があります。減額免除につきましては、申請後に審査を行いますので、お住まいの区の保険年金課での手続きをお願いします。申請期限は原則、普通徴収の場合は各納期限の7日前まで、特別徴収の場合は対象年金各支払日の7日前までです。ご用意いただく証明書類などがありますので、ご不明な点がございましたら、事前にお住まいの区の保険年金課までお問い合わせください。

※国民健康保険料を既に納付済の場合、または届出の遅れにより発生した過年度の保険料は、原則、減免対象になりません。

※就学援助を希望される方は、お子様の通われている各小学校・中学校へお問い合わせください。

7 保険料の納付が困難な人は

保険料の納付が困難な場合は、納期限までに福祉債権滞納対策課にご相談ください。災害、失業など特別な理由により納付が困難になった人に対して、申請により支払猶予をする制度があります。(国民健康保険法第77条)

保険料を滞納すると…

- ・保険料にあわせ、滞納期間に応じて計算される延滞金も納付することになります。
- ・督促状が送付された後も滞納が続くと、財産の差押えなど法律に基づく滞納処分を受けることになります。

国保の手続きにはマイナンバーが必要です!!

マイナンバー制度が施行されたことに伴い、平成28年1月から国保の届出・申請の際にマイナンバー（個人番号）の記載が必要になりました。マイナンバーを記載することにより一部届出の添付書類が不要になる場合があります。

マイナンバー制度に関するお問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル：0120-95-0178
 マイナンバー制度（デジタル庁）：<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber>
 厚生労働分野での取扱い（厚生労働省）：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>



〈マイナンバー（個人番号）の記載が必要な主な手続き〉

ページ	こんなとき	マイナンバー（個人番号）の記載が必要な人
国保の資格について	p.4 国保に加入するとき 国保を脱退するとき	①加入する人 ②届出者 ③同一世帯内に既に加入者がいる場合は、その被保険者
		①対象被保険者 ②届出者
	p.5 住所、氏名が変わったとき 世帯主が変わったとき 修学で他の市区町村へ転出するとき 施設に入所するため他の市区町村へ転出するとき 資格確認書または資格情報のお知らせの紛失など再交付が必要なとき	①変更後の世帯主 ②届出者
		①対象被保険者 ②届出者
		①対象被保険者 ②届出者
		①対象被保険者 ②届出者
p.6 資格確認書または資格情報のお知らせの負担割合について、収入額による再判定の申請をするとき	①世帯主またはその世帯に属する被保険者 ②申請者	
国保で受けられる給付	p.9 入院時食事・生活療養費の差額の申請をするとき	①対象被保険者 ②申請者
	p.10	
高額療養費について	p.13 高額療養費の申請をするとき	①対象被保険者 ②申請者
	p.15 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証の申請をするとき	①世帯主またはその世帯に属する被保険者 ②申請者
	p.17 特定疾病療養受療証の申請をするとき	①対象被保険者 ②申請者
	p.18 高額介護合算療養費の申請をするとき	①世帯主 ②基準日にその世帯に属する被保険者
保険料の軽減について	p.24 非自発的失業者に対する軽減の届出をするとき	①対象被保険者
	出産する被保険者に対する軽減の届出をするとき	①世帯主 ②対象被保険者

・その他の手続きについては、各区役所保険年金課にお問い合わせください。

〈手続きに必要なもの〉

マイナンバー（個人番号）の記載が必要な手続きでは、他人のなりすましなどを防止するため、①番号の確認、②来庁者の身元（実存）の確認、③代理権の確認を行います。

各手続きに必要なもの（詳細は各ページ参照）と次の書類をお持ちください。

手続きに必要なもの

①マイナンバー（個人番号）が必要な人の**番号確認書類**
（マイナンバーカード、通知カード、個人番号通知書※、マイナンバーの記載のある住民票の写し・住民票記載事項証明書）

②来庁者の**本人確認書類**
（マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、）
 在留カード、特別永住者証明書、顔写真付住基カードの中から有効期限内のものを1つ
 ない場合は、
 （資格確認書または資格情報のお知らせ、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、）
 官公署から発行された書類などで氏名と生年月日または住所が記載されているものの中から2つ

③委任状（別世帯の人が手続きする場合）または登記事項証明書（成年後見人などが手続きする場合）。ない場合は、その他代理権を証明する書類

※マイナンバーの通知は、令和2年5月25日より「通知カード」を送付する方法から「個人番号通知書」を送付する方法に変わりました。

静岡市国保の年間カレンダー

国保に加入されている人へお送りする保険証や保険料納付通知書などの発送時期などについてお知らせします。時期はおおよその目安です。

年間スケジュール

保険料納付通知書および資格確認書等以外の通知は、該当する人に発送します。

4月

上旬

窓口延長・休日窓口開設
※窓口開設期間はお問い合わせください。

下旬

特定健康診査受診券発送

6月

中旬

保険料納付通知書発送

7月

中旬

資格確認書または資格情報のお知らせ発送

8月

中旬

所得申告書(当年度所得不明者) 発送

11月

上旬

高額療養費(外来年間合算)支給申請のお知らせ発送

下旬

高額介護合算療養費支給申請のお知らせ発送

3月

中旬

所得申告書発送
(所得不明者の翌年度保険料決定資料)

下旬

窓口延長・休日窓口開設(予定)

窓口が混んでいる時期

3月末～4月中旬

年度末・年度当初

毎月中旬～25日頃

高額療養費支給申請のお知らせ発送後

6月中旬～7月上旬頃

保険料納付通知書が
発送された後

月初めおよび
休日明けの開庁日

月間スケジュール

該当する人に
発送や振込みをします。

中旬

- ・70～74歳の方の資格確認書または資格情報のお知らせ(翌月該当者分) 発送
- ・国民健康保険料決定(更正) 通知書 発送
- ・高額療養費支給申請のお知らせ 発送
(翌月中旬までの受付分→翌々月15日頃振込み)

下旬

- ・療養費(補装具など)、食事差額などの振込み(25日頃)
- ・出産育児一時金、葬祭費などの振込み(月末日頃)

マイナ保険証を使うメリット



1 より良い医療を受けることができる

今までに使ったお薬の情報や、過去の特定健診の結果を、本人の同意があれば医師や薬剤師さんなどと共有でき、正確なデータに基づく診療や薬の処方を受けられ、お薬の飲み合わせや、分量の調整がしやすくなります。マイナポータルで特定健診の情報や投薬履歴、受けた治療や医療費を確認できます。

2 救急現場でも使える

搬送中の適切な応急措置や病院の選定に活用されます。

3 手続きなしで高額療養の限度額を超える支払いが免除される

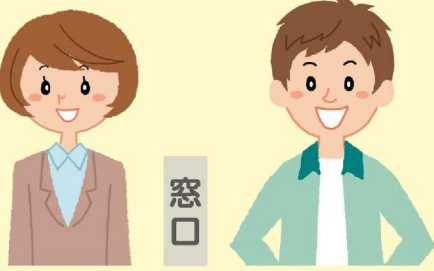
限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度の限度額以上の支払が不要になるので、急なケガや病気で、手術や入院が必要になった場合にも、安心して医療を受けることができます。

4 その他

- 就職・転職・引っ越しをしても健康保険証として使えます(加入手続きは必要です)。
- 医療機関や薬局等で、カードリーダーの顔認証機能を使って、スムーズに受付が行えます。
- 確定申告の医療費控除が簡単にできます。

各区役所支所

次の施設でも国保の加入・脱退などの手続きができます。

 窓口	国保の加入・脱退の届出、 資格確認書または 資格情報のお知らせの 再交付の申請	健康診査受診券の 交付申請	保険料納付書の交付	各種療養費の申請
葵区役所 井川支所 静岡市葵区井川656番地の2 ☎ (054) 260-2211	△	△		
駿河区役所 長田支所 静岡市駿河区上川原13番1号(オーク長田内) ☎ (054) 259-5522	△	△		
清水区役所 蒲原支所 静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号 ☎ (054) 385-7780	○	○	▲	○

△の施設では資格確認書または資格情報のお知らせ、保険料納付通知書および健康診査受診券の即日交付ができません。また、マイナンバーを利用し書類を省略することはできません。

▲の施設では保険料納付通知書の再交付はできません。各期別の納付書のみでの交付となります。

こども・子育て世帯を応援!

令和8年度から 子ども・子育て支援金制度が始まります

Q 「子ども・子育て支援金制度」って何?

A ・「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援**する仕組みです。

・皆さまからの支援金は次の6つの事業以外に使われることはありません。

児童手当の拡充 **妊婦のための支援給付** **育児時短就業給付**

出生後休業支援給付 **育児期間中の国民年金保険料免除** **こども誰でも通園制度**

Q なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの?

A ・子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものでありそのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。

・そのため、独身者や高齢者も含む**全世代の皆様から拠出いただく**こととしております。



詳しくは
こども家庭庁のHP
をご確認ください。